

一般社団法人 日本アマチュア無線連盟
会長 高尾 義則殿

平成 29 年 6 月 13 日
関東地方本部区域社員
JO1EIJ 高橋 俊光

第六回定時社員総会準備書面

1：第 1 号議案関連

1-1：関東地方本部予算決算について（要望）

第 31 回理事会報告の第 1 号議案に以下の記述がある。

なお、第 1 号議案の審議に関連して、関東地方本部長から関東地方本部の今年度予算の執行について、前任本部長により前年度支出の清算が今年度予算からおこなわれており、会計処理上不適切ではないかとの発言があった。このことについて、関東地方本部長が過去 2 年間の支出の実態を詳細に確認し、理事会において監事に報告し、監事による領収書等の点検調査をおこなうこととした。

さらに第 33 回理事会報告には、関連部分で以下の記述がある。

さらに、監事より関東地方本部費の前任本部長支出分に関して、帳簿・領収書等の点検結果について発言があった。監事は、前任関東地方本部長の関東地方本部費の使途並びに平成 26 年度以前からの繰越金と平成 26 年度 27 年度の予算額を 27 年度第 3 四半期中にはほぼ使い切り、不足額が平成 28 年度予算で清算していることを指摘し、このような経理処理は公正公平の観点から疑わしいことであり、各地方本部長に改めて注意が促された。

関東地方本部費の前任地方本部長支出分については、実態をさらに精査が必要との見解が示され、場合によっては不当な支出金の返還請求や処分等の是正を求めるとの見解が述べられた。

これに関して、以下の資料を入手しました。

関東地方本部年次収支予算集計										
	本部長		東京都支部	奈良県支部	千葉県支部	埼玉県支部	茨城県支部	栃木県支部	群馬県支部	
H24年度	647,000		754,000	688,000	472,000	569,000	357,000	304,000	31	
H25年度	643,000	99.4%	751,000	685,000	470,000	566,000	355,000	303,000	31	
H26年度	638,000	99.2%	746,000	680,000	467,000	562,000	353,000	301,000	31	
H27年度	598,000	93.7%	746,000	680,000	467,000	562,000	353,000	301,000	31	
H28年度	675,000	112.9%	746,000	680,000	467,000	562,000	353,000	301,000	31	
	本部長		東京都支部	奈良県支部	千葉県支部	埼玉県支部	茨城県支部	栃木県支部	群馬県支部	
H26/4繰越金	559,873		2,315	113,629	1,097	72,450	131,733	63,410	1	
H27/4繰越金	149,350		3,763	128,597	137,546	12,956	113,612	117,614	1	
H28/4繰越金	9,057		20,394	115,593	202,420	6,503	156,098	98,421	1	

「本部長」の欄に着目すると H26/4 時点の繰越金が 56 万円弱有ったが、H28/4 時点で 1 万円を切っていることから、第 33 回理事会報告に在るとおり、「26 年度と 27 年度は予算額を使い果たし、繰越金も 27 年度中に底を突いたから 28 年度予算に食い込んで清算した」ということをしめしており、これは不適切な会計と言える。第 33 回理事会報告にあるとおり、「なぜ、そういう会計処理をしたのか」について、精査を行い、結果の公表と、その結果によっては理事会報告にある通り返還請求（訴訟）を行うことを要望します。

2:事業報告関連

2-1:アマチュア無線活動の推進関連

2-1-1: D-Star 運用状況赤字の件（質問）

一時的に D-star 管理サーバーのアクセス状況画面が赤字だった件

平成 28 年 9 月 9 日に、数時間ほど、D-STAR 運用状況サイトの表示が、運用者とアクセスポイントのコールサインが同じ場合に赤字表示されるようになった。

「同じ識別信号（呼出符号）の「移動するアマチュア局」と「移動しないアマチュア局」が存在する場合には、『「コールサイン」と「使用するレピータ」』または『「中継先レピータ」と「相手局」』が同一になるのは有り得るので、単純に「コールサイン設定が同じだから違反」とは言えないものである。『「コールサインが同じだから同一無線局免許配下の設備同士である」として警告する』という意味だったのならお粗末です。再発することが無いよう要望します。

2-1-2: FPV(5.8GHz)についての提案（要望、質問）

FPV に関する免許確認義務化、通信の相手先について

FPV（ドローン）を発売しているメーカーの中には、そのカタログや取扱説明書には「5.8GHz を使用する FPV は、映像送信機を操作するための資格として、第四級アマチュア無線技士以上の無線従事者免許とアマチュア局の免許の両方が必要です」と記載しているものがあり、メーカーによっては TSS または JARD で保証を受けるための「送信機系統図」を製品に添付しているものが存在することからの要望です。

- (1) FPV 競技会においてはアマチュアバンドの 5.8GHz を使っている FPV を使用する場合は、出場申し込み時にはアマチュア局の免許状（当然 5.8GHz の FPV の免許を受けていること）のコピーの提出、競技会当日等の機体点検時には同コピーの提示と無線局免許証票、無線従事者免許証の確認を必須とするよう、競技会主催者と連携すること。既に実施している場合は、確認することの徹底を要望とします。

- (2) FPVはその使用形態上、機体上の映像送信機から動画を送信した状態で使用する。この場合は従来のアマチュア局の運用形態には無い「一方送信」の形態であり、通信の相手方としては「自己の所有する受信設備」となります。アマチュア業務の目的を考慮すれば『一定条件の下での「免許人所属の受信設備への一方送信」は容認されるべき』だと考えるが、この場合は一定のガイドラインが必要と思われます。

というのは、「免許人所属の受信設備」を通信相手とする場合は運用を間違えると「アマチュア無線を通じての作業指示連絡」などの違犯行為を助長する可能性があります。背景として、実際に行われた行為を元に例示を示します。

35 年ほど前に行われたもので、実施団体、日時、場所は判っていますので監査指導委員会議でしたら団体名等は明かしますが、ここではそれは省略します。

145MHz 帯 F3E 電波の発射が可能なアマチュア無線機（免許を受けたか否かは不明）を、当時の基準による微弱電波しか発射できないように改造（実施者自称）して、野球場であればバックネット裏に送信機を設置し、内外野グラウンドのフェアエリアを 1m 間隔で埋め尽くした演技者に（最遠距離は 150m ほど）、サッカー場であればセンターラインの片側の中央付近に送信機を設置し、インボールエリアになる全域を同様に埋め尽くした演技者（最遠距離は 100m ほど）に指示を一方送信する行為がありました。

それが違法なのか合法なのかは別に議論するとして（JARL としては違法と合法のどちらと考えるか回答して頂けるとありがたい）、この状態において、微弱電波ではなく、免許された範囲内の空中線電力でコールサインを送信しつつ演技の指示を送る行為を想定してください。

「その使い方は違法行為である」とする方が圧倒的多数でしょうから、そういう使われ方をされないようなガイドラインの制定が必要だと思います。

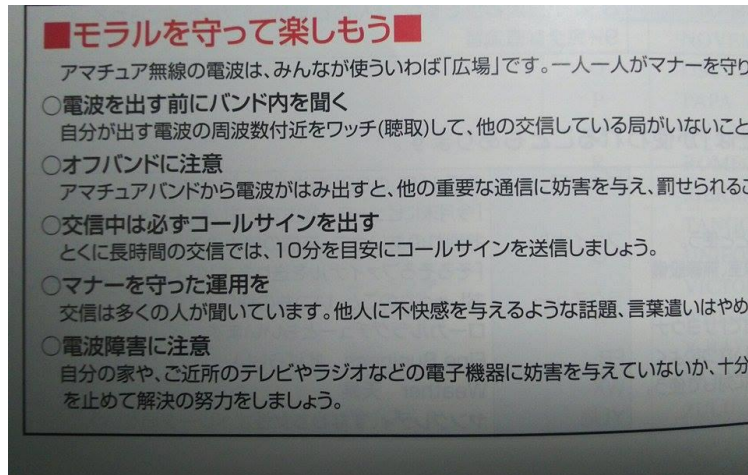
なお、FPV 愛好家の中には Wires ノード局や D-star アクセスポイントと同様に FPV とは別局免で、合計 2 局の 5.8GHz の免許を受けている方も居ると聞きます。

「免許人所属の受信設備への一方送信」について、JARL はどのようなものならアマチュア業務の範囲と考えているかをお答え頂きたい。

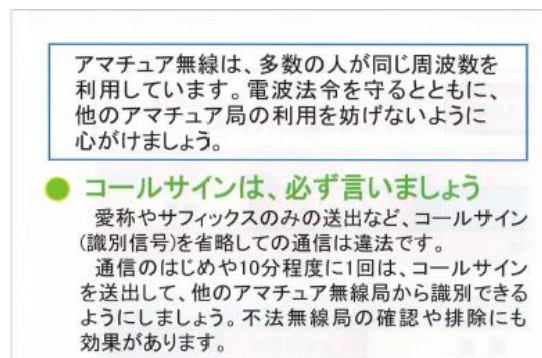
2-1-3: レッツスタートハムライフ コールサインの送出基準（要望）

いわゆる 10 分ルールの誤認識について。

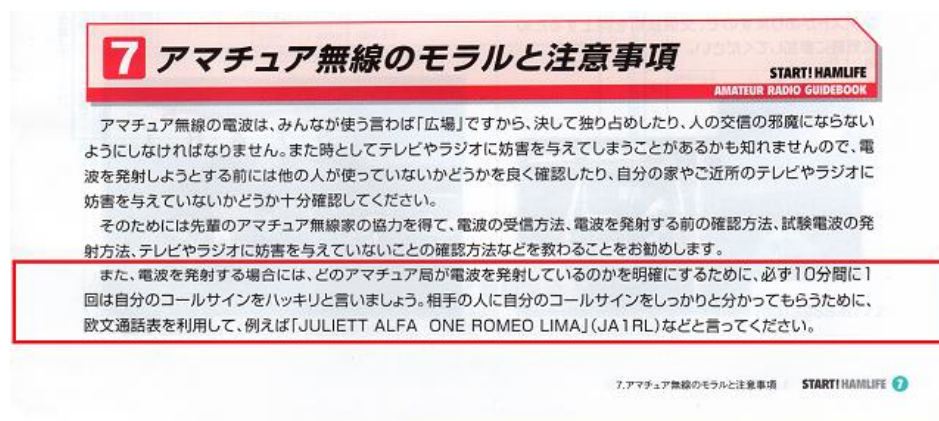
2016 年秋版ではコールサインの送出については「10 分を目安に」となっている。



参考 各総合通信局が作製しているリーフレットは「10分程度に1回は」となっている。



参考 改版前のレッツスタートハムライフは「必ず10分に1回は」となっている。



改版前の「必ず10分に1回は」という表現については一般社団法人化する前に名古屋で開催された通常総会において、私が

「7ページにある10分ルールは、「如何なる場合でも10分に一度で良い」と解釈される可能性が高いので不適切だから改訂を要望する」と要望したところ、当時の日野丘専務理事から「次回改版時に文言を改める」と回答を頂いた。在庫の関係や他の改版箇所の関係も在り、直ぐには改版できなかったのであろうが、改訂していただいたことは感謝します。

残念ながら現在の表現でも「10分に一度言えば良いのだ」という方は出てきます。

(現にガイダンス局から注意広報を送信すると、そういう返答をするものが時々居ます)無線局運用規則第30条は「1回の送信継続時間が長時間に及ぶ場合には、アマチュア局は10分を標準に呼出符号を送信すること」という規定であるので、

「如何なる場合でもコールサインの送信は10分に一度でいい」と解釈されるのは問題であることには変わりません。

現在版は各総合通信局版と対比すると文言は異なるが、趣旨は同じである点は評価します。次回改版時も、総合通信局版と相違が無いよう留意することを要望とします。

2-1-4: 1200MHz レピータ減力について（質問）

総務省が実施したパブリックコメントで1280MHz帯レピータ減力が提案された件

- (1) 平成28年9月28日から10月27日までの間に意見募集が行われ、平成28年11月18日に結果が公開されたパブリックコメント原案には1280MHz帯のレピータの空中線電力を1W以下にするという案があるが、これに対してJARLが意見を出していなかったが、それはなぜなのか回答を求めます。
- (2) 提出された意見の中で、1280MHz帯レピータの減力については経過措置を求める意見があり、総務省は「変更申請時もしくは再免許時に減力していただく方針でJARLと協議する」という。これについては1280MHz帯レピータ設置者と調整を行い、総務省とも相談のうで円滑に進めることを要望とします。
アマチュア無線家目線では、減力には反対したいところではあるが、1280MHz帯はアマチュアは二次業務であることや、つい先日打ち上げられた衛星「みちびき」の用途を考えれば、減力は仕方が無いと考えます。

参考 当該パブコメ結果の抜粋

4	個人	要旨 (1) から (8) の全て賛同する。 但し、(8) のうちアマチュア局のレピータ局については相当の経過期間を設けてください。 意見 (1) から (8) の全て賛同する。 但し、(8) のうちアマチュア局のレピータ局については相当の経過期間を設けてください。 アマチュアバンドの 1280MHz は周波数割当上は二次業務である。 国際電気通信連合憲章付属無線通信規則 (ITU-RR) 等で、一次業務からの保護要求は認められていない。 アマチュア局免許人の中には (8) のアマチュア局のレピータ局の空中線電力制限に異を唱える者は少なくないと思慮するが、天頂衛星による測位システム等の有用性やそれらが一次業務であることを踏まえれば空中線電力制限は仕方が無い。 経過措置として改正省令および審査基準の施行後、1280MHz 帯のレピータ局にあってはその免許の有効期限までもしくは施行後 1 年のうち期間が長いほう (有効期限まで 1 年未満なら有効期限まで) 空中線電力 10 ワットを認めていただきたい。	既存局については、基本的には設備等の変更又は再免許までの間に減力していただくこととなります。 免許人である「一般社団法人日本アマチュア無線連盟」と調整の上今後、適切に進めさせていただきます。	無
---	----	--	--	---

2-1-5：2020 東京オリンピック・パラリンピック大会で割当を行う周波数案対応（質問）

関連パブリックコメントに JARL が意見を出さなかった理由。

周波数案の中には、アマチュアバンドに重なっているものが有るが、これに関するパブリックコメントには JARL からは意見が無かった。

オリンピック・パラリンピック競技期間中に海外から持ち込まれる機器について臨時許可を与える場合でもアマチュア局側が何らかの制限を受けることは極力回避したいところである。如何なる理由で意見表明をしなかったのか。

2-1-6: 東京五輪、ラグビーワールドカップに備えて（要望）

東京五輪特別記念局に関して JOC や総務省との折衝の件

- (1) 特別記念局を設置することになると思うが、そのシャックやアンテナをどうするか。選手村に設置する場合は設計段階から配慮する必要が有るし、既存建物を使ったメディアセンターに設置する場合はシャックやアンテナの位置など検討課題がある。
- (2) 来日する各国選手団および競技観戦に来る外国人で、本国のアマチュア局免許を記念局に持参し、記念局の運用を希望した際の措置は、先のボーイスカウト世界ジャンボリーの特別記念局 (8N23WSJ) 限定で出された外国人特例と同様の措置が少なくとも必要である。
過去に「愛・地球博」でも同様の対応をしたと聞すが、東京五輪についても同様の対応は必須である。
- (3) 2019 ラグビーワールドカップでも記念局を開設する場合には同様の対応が必要である。

上記について、適正なメンバーを選定の上、準備委員会を設立して準備をしていただきたい。
五輪・パラリンピックは 3 年後だがラグビーワールドカップは 2 年後で在るので時間が無い。
かつての 2002 年日韓サッカーワールドカップでの試合開催地の各記念局の運営も参考になると思います。

2-1-7：法令遵守（特にバンドプラン、オフバンド防止）の啓蒙（要望）

法令遵守意識向上について。

「最近多いのが JT65 等によるオフバンド、3,576kHz、1,838kHz での送信や 7,076kHz での日本同士の交信である」という情報が在ります。
JARL としていろいろ尽力されていると思うが、CQ 誌の JARL 担当ページや JARL NEWS、JARL WEB を通じての啓蒙の強化は必要だと思います。

各総合通信局の報道資料については『「どんな違反だったのか」が判りにくい』という方が居ますので、違反内容の概要として
たとえば「三アマの免許が無く 18MHz の指定が無いのに 18MHz を運用した」とか
「オフバンドなら、どの周波数でどんな電波型式を運用したのか」を各総合通信局に照会し、公表範囲を調整したうえで JARL WEB 等で公開していただきたい。
たとえば、総合通信局の報道資料作成担当官によっては
「日本では許可されない 3,576kHz で狭帯域デジタル通信（JT65）を行った」と具体的に書いてくれる場合があるので、これが無かった報道資料について、JARL—WEB 内等で補完して頂ければ幸いです。

2-1-8 アマチュア無線の普及促進

アマチュア無線の普及促進について。

- (1) 2-1-2 で述べた FPV の例では、5.8GHz 帯の FPV のみで開局している方に対して、『アマチュア無線には他にも様々な楽しみ方が有ることの PR』は必要だと思いますが「先方が求めないのに延々と他の楽しみ方を語る」の類いは避けるべきです。
- (2) 既に認識されていると思うが、従来からのアマチュア無線勧誘パンフレットに在る「レジャー時にアマチュア無線が在れば便利です」のような「連絡用に便利」を全面に出すものでは「連絡手段なら LINE やケータイメールで十分」と言う方が圧倒的多数の状況ではアマチュア無線の免許を取ろうと思う方が出てくる可能性は低いと思います。
- (3) 特定小電力無線機、登録型デジタル簡易無線機、合法の市民ラジオなどのいわゆる「ライセンスフリー無線機」は、どちらもアマチュア無線同様に、同種の無線機同士での不特定多数との交信が認められています。
アマチュア無線との決定的な違いは、法的規定を当てはめれば、
「アマチュア無線の通信内容はアマチュア業務の範囲内で自由」なのに対して
合法 CB（無線局免許状が必要だった頃の免許状の記載）や簡易デジタルでは
「簡易な業務用」となっていて「仕事上の連絡にも使える」など、
「アマチュア無線よりも通信内容の自由度が高い」点が在ります。
さらには無線機とアンテナの法的制約から『「同じ機種とアンテナ」で通信技術のみを競いやすい』という点が在る点等からライセンスフリー無線機に優位性を挙げる方もいますから（現に現在順次納入が行われている予約販売制の 10 万円台の新スプリアス基準準拠の 8 チャンネル 0.5 ワットの CB 無線機の人気は JARL もご存じのことと思います）、ライセンスフリー無線愛好家に対しては、それぞれの無線の特性を踏まえた上でアマチュア無線でしかできないことを中心に PR するような勧誘策を取るべきだと思います。

2-2:電波環境クリーン化関連

2-2-1: 7,020kHz LSB 東南アジア系局の認識について（質問）

東南アジア系言語の通信が CW 帯に出現し混信になっている件。

夜間になると高頻度で 7,020kHz LSB で強力に入感する東南アジア系言語の局について、28MHz 帯下端に出現する漁船群と同様とする情報が在ります。

ここ数ヶ月、監査指導委員として侵入電波報告もしています。

JARL は、これをどこまで把握しているか。

IARU Reg3 と連携して可能性が在る国の主管庁と連携して、可能な範囲で撲滅を働きかけて頂きたい。

2-2-2: アマチュア無線免許所持を優遇する怪しげな求人広告の件（質問）

ダンプ・トラックを使用する運送業で、アマチュア無線免許所持者を優遇している件。

ダンプ・トラック運送業で、アマチュア無線免許所持者を優遇している件。
以下のような求人を行う運送業者が存在する。

引用開始

求人 > 大阪府の求人情報 > 泉大津市の求人情報
このページの一番下へ

大型運転手(10ト車) / 社名非公開

☐ 就業時間

1)08:00～17:00

☐ 仕事内容

建築に伴う碎石や残土等を運搬する業務です。

それに伴う積み下ろし作業もあります。

建設機械(車両系)運転免許資格あれば尚良し。

駐車場が和泉市仏並にあり、朝は直行。

※無線出来る方(アマチュア無線)

(1)4VF 435MHz20W

(2)4VF 145MHz20W 上記(1)(2)どちらか出来る方歓迎!

☐ 雇用形態

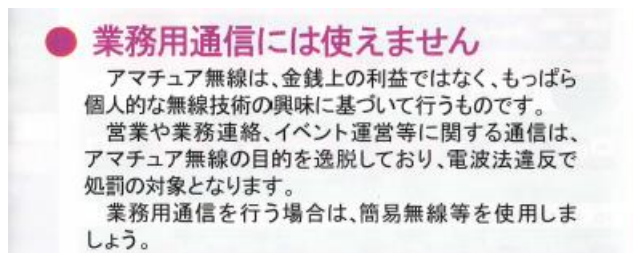
パート労働者

☐ 採用予定人数

引用終了

アマチュア無線免許を優遇する理由として、「従業員同士の親睦で活用している」というこの手の求人広告を出す企業があるが、実態は、アマチュアバンドを使った運送に関する業務連絡であり、時々各総合通信局の報道資料で報じられる「従免有って局免無し」で摘発されるような例に繋がっている例が多く見られる。JARLとしては、こういう求人行為をどう考えるか。

参考として、監査指導規定には、かつて「アマチュア業務に該当しない通信の例」の記載があり、「旅客貨物運送業における運行状況連絡、配車に関する連絡」というものが有った。具体的には「運転日報を代書できる通信内容」が挙げられる。現在では各総合通信局版アマチュア局向けリーフレットには以下の記述がある。



このリーフレットや例示が有った頃の監査指導規定の観点から言えば、好ましくない求人広告と言わざるを得ないが、JARL の見解を問います。

2-2-3: がいだんす局整備（要望）

老朽化対策、新スプリアス対策

老朽化対策、新スプリアス対策が必要です。

「あまちゅあがいだんす 1 ～ 1 0」は平成 6 年度から、

「あまちゅあがいだんす 1 1 ～ 2 0」は平成 19 年度から使用している。

どちらも老朽化が見られるほか最近流行の DV モードには対応できない。

さらには「旧スプリアス基準」の機材である。

本年は再免許申請の年であるので、再免許は行っていただきたい。

平成 34 年 11 月 30 日の旧スプリアス基準機器使用期限と再免許後の免許期限が

偶然一致しているので、今回は制約無く再免許されるはずである。

予算厳しい中、全機一度にでは無くても良いので、機器更新をお願いします。

2-3: 会員事業関連

2-3-1: 動画配信について（要望）

平成 29 年 3 月 17 日に開始した動画配信は評価します。

映像コンテンツ作成には相応の費用が掛かり、かつて作製していた 16 ミリフィルムは少なくともここ 15 年ほど作製しなくなったことを踏まえれば、動画配信をもっと早く始められなかったのか？ という思いがあります。

DVD を各支部に配布しても支部行事等で使用しなければ無意味だし、支部行事自体がアマチュア無線に興味がある方（従免だけ持っている方含む）や実際に局免許を持ち運用している方が来場者の殆どであることから、アマチュア無線を PR する手段として動画配信サイトの使用は評価します。

以下に私に意見・感想を託した方の意見等を含んだ感想を示します。

- (1) モールス符号を使用した通信の紹介では、一般向け PR には縦ぶれ電鍵に限ります。いわゆるバグキーやエレクトリックキーヤーでは、現行動画でも「何をやっている

のですか？」という部分が在りますが、一般の方には、なお「何をしているのか」は判りません。

縦ぶれ電鍵による通信なら、映画やアニメの影響もあって「モース符号で通信している」ということを理解していただくことは容易です。

- (2) JARL 作製のものは RSGB 作製のものとくらべると「ワクワク感」が無く、途中で見る気が失せてしまうという感想を最も多く頂いています。

意見の最大公約数は

「アマチュア無線家目線の「こんなことをやっています」という構成」と
「アマチュア無線に興味が無い方が見て「こんな事をやっているのですね。おもしろそうだからやってみたいな」と、引き込まれて最後まで見てしまう構成」の差でしょう。

- (3) この動画をきっかけにアマチュア無線免許を取得した方、JARL に入会した方はどれだけ居るのか。平成 30 年以降の総会で可能な範囲で公表して欲しい。
二、三、四アマ講習会実施団体に協力を依頼して、受講する動機に関してのアンケートを採るなどで可能だと思う。(要望依頼が複数)

- (4) 再度の動画作成の際は、出演希望者を公募するのも一つの手法だと思います。
出演料は無しとして撮影場所までの交通費の実費は支給するもので、
登録クラブで有る無しにかかわらずクラブ単位で募集するか、正員個人から募集するなど、よりワクワク感がある、「やってみたい」と思って貰えるものを要望とします。

2-3-2: JARL 会員局名録の転売防止策の件。(要望)

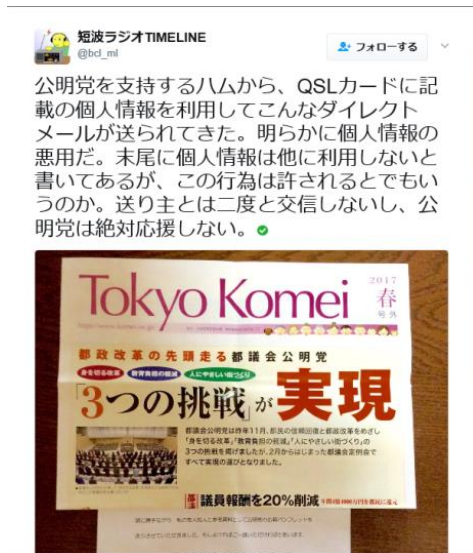
個人情報保護法の観点での転売防止策の件

個人情報保護法の観点では、JARL 本部と会員以外が所持することがないような配慮が必要であるが（書籍である以上は国会図書館への納本は当然とする）、
少なくとも転売禁止や廃棄する際の扱いについて注意喚起する文言を明確に掲載することは必須であると思うので、転売禁止等の文言を表紙の次の「とびら」等に明記すべきだと思う。次回出版時以降は記載して欲しい。

2-3-3: QSLカード記載の個人情報の扱いについて不適切使用例防止啓発（要望）

個人情報の不適切な扱い例があった。これを防止する啓発について。

QSLカードに記載の住所氏名宛に政党の広報紙が一方的に送られてきた事例がある。



QSLカードに記載された個人情報について、このように扱うのは不適切である。

JARLからも、このような不適切な使用をしないよう注意喚起を要望します。

2-4: 非常災害時への体制整備

2-4-1: 非常通信マニュアルに補筆（要望）

アマチュア局には電波法施行規則第33条の2は適用できない旨を追記

JARL 作製の非常通信マニュアルの23ページ、「【参考】非常通信に関する考え方」に、以下の文言を追加していただきたい。

#####

- (1) 電波法第39条の13の規定により、アマチュア局の操作はアマチュア局を操作できる無線従事者（別に告示する外国資格を含む）に限られます。
- (2) 電波法施行規則第33条の2 第二号にある「非常通信業務」を電波法第52条第4号の非常通信と混同して「非常通信実施時には無線従事者免許を持たぬ者がアマチュア局を操作しても良い」としている例が見られますが、それは誤りです。
- (3) 「非常通信業務」は電波法施行規則第3条第14号に規定が在り「非常通信」との差異は「有線通信の使用が不可能か著しく困難であるとき」という規定が無い点に在るが、

「非常通信業務」は『「非常通信」を通常の業務とする「非常局」のためのもの』です。

- (4) 電波法施行規則第33条の2は電波法第39条から参照されるものであり、電波法第39条はアマチュア局には適用しないと規定しているので、電波法施行規則第33条の2第二号の「非常通信業務を行う場合であつて、無線従事者を無線設備の操作に充てることができないとき、又は主任無線従事者を無線設備の操作の監督に充てることができないとき。」はアマチュア局には適用できません。

#####

背景として、とある非常通信協力会のメンバーのホームページに、この部分を誤認識している記述が長年放置されており、弊害が出てきていることを申し添えておきます。

下図参照 最初の3行が問題箇所です。

●無線設備の操作の特例

アマチュア局の無線設備の操作は免許人(社団法人構成員)でなければなりません。ただし、**通称・非常通信**の場合にそれらの者(無線従事者)を操作にあてることができないときは、特例として他のもの(資格がなくてもよい)が無線設備の操作を行うことができます。

ただし、通信に関する電波法令上の責任はその局の免許人になります。

また、この特例を拡大解釈して、登山等で免許の無い者が山岳等の時の非常用にアマチュア無線機を持参するケースが多いようです。

免許を受けていない無線機を実際に非常通信に使った場合は、その非常通信自体はやむを得ない面もあるでしょうが、無免許で電波が発射できる状態の無線機を所持していると、免許を受けていない無線局を開設(不法局)したとみなされますのでご注意ください。

とみなされますのでご注意ください。

非常通信は正式な免許を受けずに無線局に例外的に認められている目的外通信だという認識が必要です。

この特例が最も勘違いされやすいと想います。この特例は免許を受けている無線機の使用が前提です。その無線機の免許人自体が自衛、または、免許人が他者の救助活動で無線機の操作ができないという場合に、代わりに

周囲の有(免許を持っていない)が助けを求めたりするものです。あるいは非常事態が発生し、他に連絡手段が無い時に、たまたまそこに無線機があった場合(自分は免許を持っていない)を想定します。よって最初から計画的に、緊急用に無免許で無線機を所持することを容認するものではありません。その点、特に登山家で勘違いされている方が多いようですので要注意です。

以上 JO1EIJ 第6回社員総会準備書面